

## 「情報サービス業」の「事業の細目」新設（案）

### 労災保険の事業の細目

#### 「9416 前各項に該当しない事業」

この分類には、その他の各種事業のうち全各項に該当しない事業が該当する。なお、各種会社の本社、支社等の事務所、実業団体、労働団体、学術文化団体等の非営利団体、在日外国公館、検数業、代理商、仲立業、情報処理サービス業、法律事務所、会計事務所、社会保険労務士事務所、設計事務所等の専門サービス及び神社、寺院、教会等の宗教等の事業は、本文類に含まれる。

### 日本標準産業分類

#### 中分類：「39 情報サービス業」

情報の処理、提供などのサービスを行う事業所が分類される。

##### 小分類：「391 ソフトウェア業」

（例）受託開発ソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、ゲームソフトウェア作成業 等

##### 小分類：「392 情報処理・提供サービス業」

（例）受託計算サービス業、データベースサービス業 等

#### 中分類：「40 インターネット附随サービス業」

インターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する事業を行う事業場であって、他に分類されない事業所が分類される。

##### 小分類：「401 インターネット附随サービス業」

（例）ウェブ情報検索サービス業、ウェブ・コンテンツ提供業、情報ネットワーク・セキュリティサービス業 等

### 新設する事業の細目

#### 「情報サービス業」

この分類には、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業の事業が該当する。